

後期高齢者医療制度
被保険者の皆さまへ

令和3年8月から

被保険者証が切り替わります！

有効期限が令和4年7月31日となります。

- 新しい被保険者証は7月下旬までに、健康保険課から郵送又は窓口で交付します。
- 被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。
- 保険料に未納がある方は、令和3年7月31日までに健康保険課窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いします。

～令和3年度保険料について～

納付書で納付、または口座振替で納付される方は、7月中旬までに保険料額決定通知書および納入通知書を郵送します。納付書で納付される方は、第1期の納期限が令和3年8月2日(月)までとなっていますので、納め忘れのないようお願いします。

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限	令和4年7月31日	
交付年月日	令和3年8月1日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
住所	恩納村字恩納2451番地	
氏名	後期 太郎	男
生年月日	昭和 5年 7月 5日	
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	
発効期日	令和20年 4月 1日	
一部負担金の割合	1割	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3,947,0000 沖縄県後期高齢者医療広域連合	印

被保険者証の色(ピンク)の変更はありません。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

介護保険料に関するお知らせ

第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の介護保険料について

介護保険料は3年ごとに設定することになっています。沖縄県介護保険広域連合では、給付実績と介護保険サービスの見込み量によって市町村を3つのランクに分け、所得水準に応じて12段階に設定しています。詳しくは沖縄県介護保険広域連合ホームページ又は福祉課窓口にてパンフレットをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

- ①②に該当するときは、減免制度を利用できる場合があります。
- ①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が事業収入、不動産収入、給与収入など、収入の種類ごとに前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる場合。

コンビニ収納について

令和3年度より介護保険料がコンビニでも納付できるようになりました。時間や曜日を気にせず納付が可能となりましたので、ぜひご利用ください。(令和3年7月1日以降に発行したのものに限る)

お問い合わせ：恩納村役場 福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207

沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎911-7503